保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容 高額医療合算介護サービス費の支給 No. 177		<b>个</b> 庭围也	ול יום.	はることを
	許認可等の内容	高額医療合算介護サービス費の支給	No.	. 177

根拠法令及び条項		介護保険法第51条の2第1項
	関係条項	介護保険法施行令第22条の3
審査基準	基準(未設定の場合はその理由)	1 市町村は、要介護被保険者の介護サービス利用者負担額(前条第1項の高額介護サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)及び当該要介護被保険者に係る健康保険法第115条第1項に規定する一部会給額に同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額の合計額が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額医療合算介護サービス費を支給する。 2 法第51条の2第1項に規定する政令で定める額は、次のとおりとする。 (1)健康保険法(大正11年法律第70号)第115条第1項に規定する一部負担金等の額(同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。) (2)船員保険法第31条の6第1項に規定する一部負担金等ノ額(同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。) (3)国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第57条の2第1項に規定する一部負担金等の額(同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。) (4)国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第60条の2第1項に規定する一部負担金等の額(同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。) (4)国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第60条の2第1項に規定する一部負担金等の額(同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。)
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定         平成 年 月 日変更(※ )         平成 年 月 日変更(※ )
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 90日(休日は含まない。)
塔期間	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定         平成 年 月 日変更(※ )         平成 年 月 日変更(※ )

保健福祉部 介護保険課

 許認可等の内容
 高額医療合算介護サービス費の支給
 No. 1 7 7

### (裏面1)

- (表面1)
  (5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第62条の2第1項に規定する一部負担金等の額(同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。)
  (6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第25条において準用する国家公務員共済組合法第60条の2第1項に規定する一部負担金等の額(私立学校教職員共済法第25条において準用する同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。)
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第84条第1項に規定する一部負担金等の額((同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額とする。)
- 3 高額医療合算介護サービス費は、次に掲げる額を合算した額から7 0歳以上医療合算支給総額(次項の70歳以上医療合算利用者負担世 帯合算額から同項の70歳以上医療合算算定基準額を控除した額(当 該額が高額医療合算介護サービス費の支給の事務の執行に要する費用 を勘案して厚生労働大臣が定める支給基準額(以下この条において「支 給基準額」という。)以下である場合又は当該70歳以上医療合算利 用者負担世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、 零とする。)をいう。)を控除した額(以下この項において「医療合 算利用者負担世帯合算額」という。)が医療合算算定基準額に支給基 準額を加えた額を超える場合に第1号に規定する基準日被保険者に支 給するものとし、その額は、医療合算利用者負担世帯合算額から医療 合算算定基準額を控除した額に医療合算按分率(同号、第2号、第4 号及び第5号に掲げる額の合算額から次項の規定により高額医療合算 介護サービス費が支給される場合における当該支給額の算定に係る同 項の70歳以上医療合算利用者負担世帯合算額から同項に規定する7 ○歳以上医療合算算定基準額を控除した額に同項に規定する70歳以 上医療合算按分率を乗じて得た額(以下この項において「70歳以上 世帯支給額」という。)を控除した額を、医療合算利用者負担世帯合 算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額に被保険者医療合算按 分率(第1号に掲げる額から次項の規定により支給される高額医療合 算介護サービス費を控除した額を、同号、第2号、第4号及び第5号 に掲げる額の合算額から70歳以上世帯支給額を控除した額で除して 得た率をいう。)を乗じて得た額とする。ただし、第1号から第6号 までに掲げる額を合算した額又は第7号に掲げる額が零であるとき は、この限りでない。

(裏面2へ)

番 基準 査 (未設定の場合 基 はその理由)

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容 高額医療合算介護サービス費の支給 No. 1 7 7

		(裏面2)
審査基準	基準(未設定の場合はその理由)	(1) 前年8月1日から7月31日までの期間(以下この条及び第29条の3第3項において「計算期間」という。)において、当該市町村の行う介護保険の被保険者(計算期間の末日(以下この条において「基準日」という。)においてが受けた居宅もの条において「基準日」という。)においてが受けた居宅等に係る前条第2項第1号及び第2号に掲げる額の合算額(同の規定により高額介護サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。) (2) 計算期間において、基準日被保険者が受けた介護予防サービス等に係る前条第2項第3号及び第1号におりででは、当該支給額を控除した額とする。) (3) 計算期間において、基準日被保険者が一定入費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。) (3) 計算期間において、基準日被保険者が他の市町村の行う介護保険の被保険者であった間である。) (3) 計算期間において、基準日被保険者がもれる場合をにあっては、当該支給額を控除した額が支給とすの持護の合質により高額の合計の行うの管理の規定により高額の合計の行うの音楽29条の2第2項の規定により高額の合計の音が額とするにあっては、これ、基準日被保険者の合算対額とするに対していて、基準日被保険者の合算対象者が当方介護保険の被保険者であった間に受けた介護予防サービス等のでに対して、基準日被保険者の合算対象者が他の市町村の行う介護保険の被保険者であった間に受けた介護予防サービス等のでは、これの行う介護保険の被保険者であった間に対したといて、基準日をであるに対して、基準日をであるに対して、基準日をであるに対して、基準日をである第2号に規定する合算額であるによるでに定める第2号において、基準日被保険者の区分に応じ、それぞれからりまでにに対していてに定める額では、第2項の規定による日雇特例被保険者(同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者(同法第3条第2項の規定による日雇特例を限済組合の組合員等共済組合はよるで、表述の組合員等共済組合はよるで、表述のよるの組合員等共済組合はよる。第2項の規定による私定では、表述を対していていていていていていていていていていていていていていていていていていてい
		行う介護保険の被保険者であった間に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る第3号に規定する合算額 (7)次のイからリまでに掲げる基準日被保険者の区分に応じ、それぞれイからリまでに定める額イ基準日において健康保険法の規定による被保険者(同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員並びに私立

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容 高額医療合算介護サービス費の支給 No. 1 7 7

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容 高額医療合算介護サービス費の支給 No. 1 7 7

### (裏面4)

- チ 基準日において私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(第4項において「私学共済加入者」という。)又はその被扶養者(同法第25条において準用する国家公務員共済組合法の規定による被扶養者をいう。同項において「私学共済被扶養者」という。)である者 私立学校教職員共済法施行令(昭和28年政令第425号)第6条において準用する国家公務員共済組合法施行令第11条の3の6の2第1項第1号から第5号までに掲げる額の合算額
- リ 基準日において高齢者の医療の確保に関する法律の規定による 被保険者(以下この条において「後期高齢者医療の被保険者」と いう。)である者 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平 成19年政令第318号)第16条の2第1項第1号から第3号 までに掲げる額の合算額
- 4 前項各号に掲げる額のうち、70歳に達する日の属する月の翌月以 後に受けた居宅サービス等若しくは介護予防サービス等又は同項第7 号イからリまでに定める額に係る規定に規定する療養(以下この項に おいて「70歳以上合算対象サービス」という。)に係る額に相当す る額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を合算した 額(以下この項において「70歳以上医療合算利用者負担世帯合算額」 という。)が70歳以上医療合算算定基準額に支給基準額を加えた額 を超える場合は、70歳以上医療合算利用者負担世帯合算額から70 歳以上医療合算算定基準額を控除した額に70歳以上医療合算按分率 (70歳以上合算対象サービスに係る前項第1号、第2号、第4号及 び第5号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところ により算定した額を合算した額を、70歳以上医療合算利用者負担世 帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額に70歳以上被保 険者医療合算按分率 (70歳以上合算対象サービスに係る同項第1号 に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算 定した額を、70歳以上合算対象サービスに係る同号、同項第2号、 第4号及び第5号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定め るところにより算定した額を合算した額で除して得た率をいう。)を 乗じて得た額を高額医療合算介護サービス費として基準日被保険者に 支給する。ただし、70歳以上合算対象サービスに係る同項第1号か ら第六号までに掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定めると ころにより算定した額を合算した額又は70歳以上合算対象サービス に係る同項第7号に掲げる額に相当する額として厚生労働省令で定め るところにより算定した額が零であるときは、この限りでない。

(裏面5へ)

審査基準

基準 (未設定の場合 はその理由)

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容 高額医療合算介護サービス費の支給 No. 177

(裏面6へ)

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容 高額医療合算介護サービス費の支給 No. 1 7 7

		(裏面6)
審査基準	基準の理由)	(裏面6)  (2) 基準日において国民健康保険被保険者である者 次のイからハまでに掲げる場合に応じ、それぞれイからハまでにって知る額イロ又はハに掲げる場合以外の場合 67万円 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において健康保験被保険者の一次では、第9項の規定により8月1日から12月31日までのいずれかの日を真なした場合にあっては、当6年2月2日とみなした場合にあっては、当6年2月2日とみなした場合にあっては、当6年2月2日とみなした場合にあっては、当6年2月2日とみなした場合にあっては、当6年2月2日とみなした場合にあっては、10人び(2)に定対の規定により活が1人の方で定める日における厚生労働省令でにのの期を単年の前年が1月3日とかなした場合における厚生労働省令でにのいずれかの国属する日における厚生労働省令でについて基準日の属する年度の前年の前年8月1日から3月31日を基準のでいずれかの場合日においる者のすべてについて基準日の属する年度の前年の前年8月1日から13月31日を基準の大きなび(2)に定める定により当時では、第日を基する中での地方税法の規定による市町村民税が課まされない場合される場合に入れらの者のいずれかが当該市村民税が課されない場合される場合に入れらの者のいずれかが当該市村民税が規定によるにより当時村民税が規定によいが発明にはおおいて、「市町村民税国保世帯非課税の場合」といの行う国民健康保険の被保険との被保険をある場合、当該国民健康保険の被保険を不の世帯に属する当該に属する国民健康保険の被保険者である者(2)当該国民健康保険の被保険者である者(3)基準日において療養の給付をいう。)を受けることとに掲げる者の区外代に関する法律による療養の給付をいう。)を受けることとも場合に同法第67条第1項第2号の規定が適ら用からにに関する法律施行令第16条の3第1項第3号の市町村民税世帯非課税者(高齢者の医療の確保に関する法律施行令第16条の3第1項第3号の市町村民税世帯非課税者(高齢者の医療の確保に関する法律施行令第16条の3第1項第3号の市町村民税世帯非課税者(高齢者の医療の確保に関する法律施行令第16条の3第1項第3号の前時代税世帯非課税者(高齢者の医療の確保に関する法律施行令第16条の3第1項第3号の前時代税世帯非課税者(高齢市の世界・1項第3号の前時代税世帯非課税者(高齢市の世界・1項第3号の前時代税世帯非課税者(高齢市の世界・1項第3号の前時代税世帯非課税者(高齢市の世界・1項第3号の前時代税世界・1項第3号の前時代税世界・1項第3号の前時代税世界・1項第3号の前時代税世界・1項第3号の前時代税での前時代税付益の対域では、1月1日に対域では、1

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容 高額医療合算介護サービス費の支給 No. 1 7 7

### (裏面8)

- 工 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該後期高齢者医療の被保険者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が基準日の属する年度の前年度(第9項の規定により前年8月1日から3月31日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。次項第1号2及び第2号二において同じ。)に係る各種所得の金額(次項第1号2及び第2号二において同じ。)に係る各種所得の金額(高計者の医療の確保に関する法律施行令第15条第1項に規定する「格種所得の金額」をいう。次項において同じる)の所得と区分して計算される所得の金額」をいう。次項において同じ。)がない者 19万円(計算期間において、当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であった間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあっては、31万円とする。)
- 8 第3項(第5項において準用する場合を含む。)の70歳以上医療合 算算定基準額は、次の各号に掲げる基準日被保険者の区分に応じ、それ ぞれ当該各号に定める額とする。
  - (1) 基準日において被用者保険被保険者等又はその被扶養者である者 次のイから二までに掲げる者の区分に応じ、それぞれイから二までに 定める額

イ 口から二までに掲げる者以外の者 62万円

- 口 基準日において療養の給付(健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法(私立学校教職員共済法第25条において準用する場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法による療養の給付をいう。)を受けることとした場合に、健康保険法第74条第1項第3号、船員保険法第28条の3第1項第3号、国家公務員共済組合法第55条第2項第3号(私立学校教職員共済法第25条の規定により読み替えて準用する場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法第57条第2項第3号の規定が適用される被用者保険被保険者等又はその被扶養者 67万円
- ハ 市町村民税非課税者である被用者保険被保険者等又はその被扶養者(ロ又は二に掲げる者を除く。) 31万円
- 二 被用者保険被保険者等及び基準日の属する月における厚生労働省令で定める日においてその被扶養者である者のすべてが基準日の属する年度の前年度(第9項の規定により前年8月1日から3月31日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年度)分の地方税法の規定による市町村民税に係る各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被用者保険被保険者等又はその被扶養者(口に掲げる者を除く。) 19万円(計算期間において、当該基準日被保険者又は当該基準日被保険者の合算対象者のうち複数の者が介護保険の被保険者であった間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあっては、31万円とする。)

(裏面9へ)

# 基準 (未設定の場合 はその理由)

保健福祉部 介護保険課

許認可等の内容 高額医療合算介護サービス費の支給 No. 1 7 7

		(裏面9)
審査基準	基準(未設定の理由)	(裏面9) (2) 基準日において国民健康保険被保険者である者 次のイから二までに掲げる場合に応じ、それぞれイから二までに定める額イロから二に掲げる場合以外の場合 62万円 基準日において当該国民健康保険被保険者が療養の給付(国民健康保険法による療養の給付の場合において、同法第42条第1項第4号の規定が適用される者であるとき。67万円 ホ町村民税国保世帯非課税の場合(二に掲げる場合を除く。)31万円 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において、前項第2号ハ(1)及び(2)に掲げる区分に従い、それぞれ当該(1)及び(2)に定める者のすべてについて基準日の属する年度の前年度(第9項の規定により前年8月1日から3月31日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年度)分の地方税法の規定による市町村民税額がない場合 19万円(計算期間において、当該基準日被保険者であった間に居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けた場合にあった間に居宅サービス等表。) (3) 基準日において後期高齢者医療力を保険者である者 前項第3号に定める額 要介護被保険者が計算期間における第2項から第4項までの規定を第5項においてと期高齢者としての期間を有する場合における第2旬かの規定を第5項において正常保険加入者又は後期高齢者としての規定を第5項において医療保険加入者又は後期高齢者医療の被保険者でなくなり、かつ、その医療保険加入者又は後期高齢者医療の被保険者でなくなり、かつ、その医療保険加入者又は後期高齢者医療の被保険者でで定める日)を基準日とみなして、この条の規定を適用する。